

藤井寺市指定管理者候補者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）第6条の規定に基づき、藤井寺市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 指定候補者の選定に関すること。
- (2) その他指定候補者の選定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命するものとする。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は該当する施設に係る選定に加わることができない。
- (1) 選定に係る公の施設の指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）の代表者又は役員
 - (2) 申請団体と利害関係にある者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から指定管理者の候補者の選定が終了するまでの期間とし、再任を妨げない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、任期を延長することができる。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、選定結果について市長に報告するものとする。

(委員の責務)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、市が公表した情報については、この限りでない。

- 2 委員は、指定管理者の候補者の選定に関する審議について、個別に申請団体と接触してはならない。
- 3 委員は、申請団体と利害関係を有する場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部行財政管理課及び選定に係る公の施設の主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。